

第 4 3 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」欄に掲げる各情報を公開した決定は、妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 6月 8日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和 4年 4月22日に公告された「名古屋市介護保険要介護認定事務業務委託」においての、受託事業者の提案書資料

- 2 同月29日、実施機関は、令和 4年 4月22日に公告された「名古屋市介護保険要介護認定事務業務（以下「本件事業」という。）委託」の公募型プロポーザルに参加する際に審査請求人が提出した企画提案書一式（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 同年 7月 7日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同月21日、実施機関は、本件公開請求に対し一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと及び同年 8月14日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。
- 6 同年 8月 4日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。
- 7 同月10日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨

を審査請求人、実施機関及び公開請求者に通知した。

第 3 実施機関の主張

- 1 行政文書公開決定に係る通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

本件行政文書には、公にすることにより審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認められない箇所が含まれているため

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において本件行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第 7条により、実施機関は請求された行政文書に同条第 1項各号に規定する非公開情報が記されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 本件行政文書の非公開情報にかかる判断について

ア 本件行政文書には、氏名・生年月日・性別・住所など個人を識別することができる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められる内容が含まれており、当該情報について条例第 7条第 1項第 1号に該当するため非公開とした。

イ また、本件行政文書には、具体的な事務対応手順や研修内容などが含まれており、そのうち生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるものや、経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等の事業運営に支障をきたすと認められる内容が含まれており、条例第 7条第 1項第 2号に該当するため非公開とした。

- (3) 本件行政文書のうち上記(2)に該当する情報以外については、条例第 7条第 1項各号で規定する非公開情報に該当しないことから公開とした。

審査請求人は、条例第 7条第 1項第 2号より本件行政文書には「開発蓄積された審査請求人の重要な営業上の秘密ないしノウハウが多数含まれて」いる旨を主張しているものの、本件処分においては、条例が示す明らかに不利益を与える情報とまでは認められていなかったため、非公開事由にはあたらないと判断した。

(4) 審査請求人による審査請求の理由について

ア 公開請求者の適格性について

公開請求者については条例第 5条で、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる」と規定されているため、法人であることを理由に情報公開請求を求める適格性に欠けるとは言えず、処分内容についても法人であることを理由に個人が公開請求者の場合と異なることはないと考ええる。

イ 情報公開の必要性について

条例は第 1条を目的としており、条例に従って情報公開が行われていることから、審査請求人の主張する「一般市民であっても更なる細かな情報提供が必要とは思われず、まして営利企業などに対する情報公開の必要性はない」との主張は、審査請求人の条例に対する評価・見解であり、処分の妥当性については影響を与えないものである。

ウ 本件処分が審査請求人に多大な損害を与えるおそれがあることについて

本件行政文書は、審査請求人から本市に提出され、本市が取得した文書であって、本市が管理しているものであり、条例第 2条第 2号で規定する行政文書に該当するため、その場合、上記 2(1) に従って原則公開となるものと考えられる。また、審査請求人は「名古屋市介護保険要介護認定事務業務委託に係るプロポーザル実施説明書」に規定されたとおり条例に基づく情報公開請求の対象となることについては承知しているはずである。

審査請求人は、条例第 7条第 1項第 2号より本件行政文書には「開発蓄積された審査請求人の重要な営業上の秘密ないしノウハウが多数含まれて」いる旨を多数主張しているものの、本件行政処分において「他者に開示されることで不利益を被る可能性がある」との主張にとどまり、具体的な不利益については述べておらず、条例が示す明らかに不利益を与える情報とまでは認められなかったため、非公開事由にはあたらないと判断した。

(5) 以上のことから、本件情報は条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 主位的

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 予備的

本件行政文書中、審査請求人が非公開希望とする部分につき処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 1 条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成12年法律第42号）第 1 条の条文からも明らかなように、情報公開は「市民（ないし国民）の知る権利」を尊重して設定されたものであり、その権利主体は「市民」ないし「国民」であって、利益獲得を至上命題とする営利法人は、情報公開を求める適格性を有しないというべきであり、たとえ、形式上「個人名義」で行われていたとしても、実質的に営利法人の判断ないし指揮のもとに行われていたとすれば、やはり適格性に欠けるといふほかはない。今回の情報公開請求者についても同様の観点から適格性について審査されるべきであると考えます。

(2) そもそも、今回の市の企画については、審査請求人が適正な入札をし、入念な審査手続を経て落札したものであって、市民に対する必要な情報の公開は、市から適切に行われているものと推察されるので、一般市民であっても更なる細かな情報が必要とは思われず、まして営利企業などに対する情報公開の必要性はないというべきである。

(3) 今回の情報公開が審査請求人に多大な損害を与えるおそれがあること

ア 条例第 7 条柱書及び第 2 号には、「法人その他の団体（略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開対象から除かれると規定されている。

イ 本件行政文書には、これまでに開発蓄積された審査請求人の重要な営業上の秘密ないしノウハウが多数含まれており、これらが開示されると審査請求人の今後の営業活動に大きな打撃を与え、多大な損害を被らせるおそれがある。

ウ 本件行政文書には、

- (ア) 入札価格や工数積算に関する審査請求人の企業秘密を示す箇所
- (イ) 審査請求人が特別に独自に取り組んで来た事項を示す箇所
- (ウ) 審査請求人の今回の案件への特別な意気込みや、顧客である市への「見せ方」を工夫していることを示す箇所

が多数存在するところ、これらが開示されると、公開請求者は、自らは何らの営業や開発の努力をすることなく、いわばフリーライド（ただ乗り）で審査請求人の貴重なノウハウを取得し、これらを重要な資料として今後の営業活動に使用することができ一方、審査請求人が多大な損失を被るおそれがあることは明らかといえる。

エ 上記ウ（ア）について

これまでに審査請求人が取り扱ってきた各地方自治体の企画について、審査請求人が入札価格をどのように算定して決定しているか及び審査請求人がどのような内部体制をとって入札業務に臨んでいるかなどは審査請求人の企業秘密であり、これらを公開されることは、審査請求人にとって大きな損失となる。

オ 上記ウ（イ）について

審査請求人は、例えばレイアウトや表の見せ方一つについても独自に取り組んで工夫開発を重ねてきており、そのほかにも審査請求人が開発した独自のノウハウを有しているところ、これらが公開されることは、優位性を一挙に失うことになり、やはり審査請求人にとって大きな損失となる。

カ 上記ウ（ウ）について

- (ア) 本件行政文書のページ数自体が、審査請求人が特別な意気込みをもって本件提案書を作成した事実が知られることになる。

- (イ) 審査請求人が細かな配慮をしていることを競合他社に公開されると、大きな痛手となることは論じるまでもないところである。

キ その他

各自治体との契約は、各自治体の広報活動により、必要事項は適切に市民に開示されていると思われるところ、審査請求人の実績として（特に契約金額を）公開されることは、企業機密に関することであるから影響が大きい。また、競争入札ではない随意契約に関しては、本来公開対象とならないのではなかろうか。

(4) 実施機関は、条例第 5 条に「何人も」とあるところ、ここには法人も含まれるとして、審査請求人の主張を排斥している。

しかし、審査請求人は、法人は「何人」には含まれないとか公開請求者から外すべきだと主張しているわけではなく、条例の意義は、市民にとって民主主義的な政策を決定する上で必要な情報を市民に公開するという点にあるといえるので、公開請求者が恐らく審査請求人の同業他社たる法人であることは、本件行政文書の公開の範囲の判断について非常に重大な影響を与える要素であると主張しているのである。

(5) 実施機関は、審査請求人の主張は、審査請求人の条例に対する評価ないし見解であり、処分の妥当性については影響を与えないものとして排斥しているが、審査請求人は、憲法第21条の規定する「表現の自由」から条例の基礎となる「知る権利」の意義づけを詳しく説明し、公開対象となる情報の範囲も、請求者が営利を目的とする法人たる同業他社であるような場合は、それとの関連において必然的に公開対象範囲も変わってくるはずであると主張しているのである。

(6) 「表現の自由」も固定したものではなく、経済的表現の自由や芸術的表現の自由などがあるが、国民主権原理に立つ政治的民主主義に基づく意義づけこそが最も重要であるところ、それぞれに規制の程度の強弱が問題となるのと同様に、情報公開の適否及びその範囲の判断基準も一律ではなく、公開請求者との関連において個々具体的に判断すべきであると主張している。これを排斥するのであれば、しかるべき理由を示すべきであって、単に審査請求人独自の「評価ないし見解」として排斥することは許されないというべきである。

(7) 実施機関は本件事業委託に係るプロポーザル実施説明書を根拠に、条例に基づく情報公開請求の対象となることについては承知しているはずであるとする。しかし、これは強弁ともいえる反論である。審査請求人は、あくまで条例第 7 条柱書及び第 2 号本文の規定に基づいて審査請求を申し立てているのである。もし、実施説明書の上記条項のみを根拠とするのであれば、直ちにあらゆる情報が公開対象となってしまう、同条第 2 号などの存在価値はなくなってしまうのではなかろうか。

(8) また今回の情報公開により、審査請求人がこれまでの努力により開発蓄積した営業上の各種秘密が、特に同業他社に知られ、それらを利用されることにより審査請求人の競争力が低下し、今後、各自治体への競争入札をする際に、今までとは異なって不利な立場に陥ることは誰の目にも明らか

なことではなかろうか。その結果、これまでは入札できていた、あるいはその可能性が高かったものが入札できなくなるおそれ大きいというのは具体的な不利益なのであって、これ以上、どのように審査請求人の被る不利益を「具体的」に述べよというのであろうか。実施機関のこの主張は、審査請求人に無理を強いるものというほかはない。

(9) これまで審査請求人が地方公共団体から落札した同種の契約について申し立てられた情報公開請求は、随意契約の形式によるものを含めて、すべて審査請求人の主張が認められており、今回のような広範囲の開示はされていない。

(10) 今後、審査請求人のノウハウが競合他社に流出及び模倣されることを前提として提案書を作成しなければならなくなり、表現内容が委縮せざるをえなくなる。これは、企画・提案能力のある者を選ぶというプロポーザルの趣旨から外れるものであると考える。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下「本件公開情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件事業は、委託仕様書（以下「本件仕様書」という。）によると近年の高齢者人口の増加に伴い、効率的でより効果的な業務の遂行を目的として、これまで区役所等で行っていた介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条等に規定されている要介護認定業務に係る一部の業務につき、市内に 1 箇所設置する事務センター（以下「センター」という。）に事務集約し、集約した業務のうち要介護認定等にかかる一連の事務作業、関連システムへのデータ入力・処理、介護認定審査会の事務局補助、本市への業務連絡等を行うも

のである。

本件行政文書は、令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの本件事業委託を本市が公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）にて募集した際に、審査請求人が本件事業委託を受託すべく作成し、実施機関に提出した企画提案資料である。

なお、本件プロポーザルの結果、審査請求人は本件事業委託を受託している。

4 条例第 7条第 1項第 2号の該当性について

(1) 条例第 7条第 1項では、実施機関は公開請求に係る行政文書に同項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないという基本的な枠組を定めている。

そして、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、同項第 2号では、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については非公開とすることを定めている。

ここでいう明らかな不利益とは、生産・技術上若しくは販売上のノウハウに関する情報又は労務上の内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人と競争上の地位にあるものに、事業運営上の弱点や利点に関する情報等の収集を容易にさせることが考えられ、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる又は事業運営に支障をきたすと認められるものである。

(2) まず、本件公開情報は、上記 3のとおり審査請求人が実施機関に提出した行政文書であり、本件事業に係る実施計画や人事管理、経営戦略等を企画提案した情報であることから、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件公開情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件公開情報から本件情報①から㉔（以下、「本件各情報」という。）を除いた部分について

(ア) 審査請求人は民間企業であるため、本件行政文書には、一定の企業ノウハウ等にあたる情報が含まれる可能性があることから、審査請求人が本件公開情報を企業ノウハウ等であると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。

しかしながら、本件仕様書によるとセンターは本市職員による管理業務部門と受託事業者の委託業務部門によって構成され、両者が協働

し、適正かつ効率・効果的に運営するものとしていることから、本件事業は本市の要介護認定業務の根幹に関わる公共性の高い事業であることが認められる。

(イ) また、本件仕様書において、本件行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウ等にあたる情報の公開を承認していたのであり、本件公開情報から本件各情報を除いた情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

(ウ) したがって、本件公開情報から本件各情報を除いた部分については、公開することで審査請求人に明らかな事業活動上の不利益を与えるとまでは認められない。

(エ) 以上のことから、本件公開情報から本件各情報を除いた部分は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

イ 本件各情報について

(ア) 本件情報①、⑦及び②②から②⑥は、審査請求人の人材確保に関する取り組みが具体的に記載されている。

(イ) 本件情報②は、審査請求人が過去に官公庁から事務を受託した際の契約金額のうち、当該官公庁のウェブサイトにおいて公表されていない情報が記載されている。

(ウ) 本件情報③は、本件事業の受託実績を活かした業務運営のための審査請求人の具体的な人員配置に関する情報が記載されている。

(エ) 本件情報④は、契約終了時における事務の引継ぎの具体的な方策を記載しており、円滑な引継ぎを行うための人員配置に関する情報が記載されている。

(オ) 本件情報⑤、⑥、⑬、⑯から⑲及び⑳㉑は、センターの体制のうち班の名称、各班の人数、従事者の勤務形態、具体的な業務内容及び特定の班の体制に関する情報が記載されている。

(カ) 本件情報⑧は審査請求人の従事者への教育内容のうち、研修に係る

契約の相手方が記載されている。

(キ) 本件情報⑨及び⑩は、審査請求人の本件事業における個人情報の取扱いや管理の方法等について具体的に記載されている。

(ク) 本件情報⑪は、センターと本市の連携方法が記載されており、緊急時における審査請求人の対応の方法が具体的に記載されている。

(ケ) 本件情報⑫は、審査請求人が本件事業を行う上で素早く適正な認定結果を届けるための具体的な考え方が記載されている。

(コ) 本件情報⑬は、総括責任者の経歴のうち、組織体制内での総括責任者の配置に関する具体的な考え方が記載されている。

(サ) 本件情報⑮は、本件事業における本部管理グループの各役職者の具体的な役割が記載されている。

(シ) 本件情報⑳及び㉑は、審査請求人の従事者が長く働き続けられるための具体的な取り組みが記載されている。

(ス) 上記(ア)から(シ)のとおり、本件各情報はいずれも審査請求人の生産・技術上若しくは販売上のノウハウに関する情報又は労務上の内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人と競争上の地位にあるものに、事業運営上の弱点や利点に関する情報等の収集を容易にさせることが考えられ、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる又は事業運営に支障をきたすと認められるものであるから、審査請求人にとって明らかな事業活動上の不利益を与えるものであると認められる。

(セ) 以上のことから、本件各情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではなく、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 5年 8月24日	諮問書の受理
9月25日	弁明書の写しの受理
9月27日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知
11月 7日	反論意見書の受理
令和 6年 4月19日 (第71回第 1小委員会)	調査審議
5月17日 (第72回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第73回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日	調査審議
7月19日 (第74回第 1小委員会)	調査審議
8月 9日 (第75回第 1小委員会)	調査審議
8月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川上明彦、委員 清水綾子、委員 渡部美由紀

別表

非公開とすべき情報が記載された部分	非公開とすべき情報
様式第 2【法人等調書】	P 5「コンプライアンス遵守による透明性の確保」に係る表のうち、「CSR（企業の社会的責任）」行本文七行目左側39文字目から八行目左側12文字目に記載された情報全て（以下「本件情報①」という。）
様式第 3-1【官公庁から事務を受託した実績】	P 1からP32 「2 実績及び遂行能力」に係る表のうち、3から6、9、10、12から18、20から26、29から34、36から62及び64から75に記載された契約金額（以下「本件情報②」という。）
様式第 3-2【受託事務運営に活用できるノウハウ等】	P35「認定調査業務の受託実績を活かした業務運営」中九行目左側1文字目から十四行目左側23文字目に記載された情報全て（以下「本件情報③」という。）
様式第 3-3【契約終了時における事務の引継ぎ】	P42「円滑な事務の引継ぎの具体的な方策」表題中左側記号含め18文字目から31文字目、本文中一行目左側14文字目から27文字目、二行目左側34文字目から四行目左側11文字目、及び表 3行目に記載された情報全て（以下「本件情報④」という。）
様式第 4-1-1【受託事務運営の基本方針】	P44「運営方針を実現する「組織及び執行体制」」中、センターの体制図内「リーダー・サブリーダー」及び「リーダー」の各枠の上段枠に記載された班名に係る情報（以下「本件情報⑤」という。）
様式第 4-1-1【受託事務運営の基本方	P44「運営方針を実現する「組織及

針】	び執行体制」」中、センターの体制図右側下に記載された情報全て（以下「本件情報⑥」という。）
様式第 4-1-1 【受託事務運営の基本方針】	P45「全社を挙げたサポート体制」中【社内支援体制部署の役割】に係る表中「人事部採用戦略課人材企画課」中表題中左側記号含め 2文字目から10文字目、一行目左側40文字目から二行目 4文字目に記載された情報全て（以下「本件情報⑦」という。）
様式第 4-1-2 【受託事務運営の基本方針】	P52「個人情報保護・情報セキュリティ研修の充実」中、上段左側に記載された図（以下「本件情報⑧」という。）
様式第 4-1-2 【受託事務運営の基本方針】	P53及びP54「 4 適切な管理体制」に記載された情報中、ポイントマークを除いた情報全て（以下「本件情報⑨」という。）
様式第 4-1-2 【受託事務運営の基本方針】	P57「事故発生時など緊急時の対応」「【●緊急連絡網の整備】」右枠内の図全て（以下「本件情報⑩」という。）
様式第 4-1-2 【受託事務運営の基本方針】	P58「センターと名古屋市様と本部との連携方法」中に記載された図全て（以下「本件情報⑪」という。）
様式第 4-2 【受託事務の実施計画】	P61「 5 効率的かつ円滑な受託事務」表題及び三行目左側29文字目から四行目左側10文字目まで及び【本業務における全体の流れと作業工程】図右側下に記載された情報全て（以下「本件情報⑫」という。）
様式第 4-2 【受託事務の実施計画】	P61「 5 効率的かつ円滑な受託事

	務」【作業班別対応業務】表に記載された本件情報⑤
様式第 4-2【受託事務の実施計画】	P61「5 効率的かつ円滑な受託事務」【作業班別対応業務】表中に記載された「該当業務」及び「主な業務」列に記載された情報全て（以下「本件情報⑬」という。）
様式第 4-2【受託事務の実施計画】	P62からP64「各班の具体的な動きや留意点、効率化に向けた取組み」に係る各表中、左列に記載された本件情報⑤
様式第 4-2【受託事務の実施計画】	P65「動線を意識した執務レイアウト」に係る下側表中「目的・効果・効用」列の表題を除く、一行目本文中10文字目から12文字目に記載された本件情報⑤
様式第 4-3【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P70「総括責任者の主な経歴」中五行目左側 1文字目から六行目左側12文字目に記載された情報全て（以下「本件情報⑭」という。）
様式第 4-3【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P70及びP71「本業務における運用管理責任者等 本部グループ担当者の経験実績」に係る表中「役割」列の表題を除き、記載された情報全て（以下「本件情報⑮」という。）
様式第 4-3【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P71「当センターの業務責任者、業務リーダーの経歴」に係る表中「役割」列の表題を除く、表一行目本文中二行目左側 3文字目から 6文字目、表二行目本文中一行目左側 1文字目から12文字目、二行目左側 1文字目から 3文字目、三行目左側 3文字目から 5文字目、表三行目本文中左

	側 1文字目から 4文字目、表四行目本文中一行目左側 1文字目から 5文字目、二行目左側 3文字目から 7文字目、表五行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表六行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表七行目本文中左側 1文字目から 3文字目及び表八行目本文中左側 1文字目から 4文字目に記載された本件情報⑤
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P72「当センターの業務責任者、業務リーダーの経歴」に係る表中「役割」列の表題を除く、表一行目本文中左側 1文字目から 4文字目、表二行目本文中左側 1文字目から4 文字目、表三行目本文中左側 1文字目から 5文字目、表四行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表五行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表六行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表七行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表八行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表九行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表十行目本文中左側 1文字目から 3文字目、表十一行目本文中左側 1文字目から 4文字目、表十二行目本文中左側 1文字目から 5文字目、表十三行目本文中左側 1文字目から 5文字目、表十四行目本文中左側 1文字目から 5文字目、表十五行目本文中左側 1文字目から 5文字目、表十六行目本文中左側 1文字目から 4文字

	目、表十七行目本文中左側 1文字目から 4文字目、表十八行目本文中左側 1文字目から 4文字目、及び表十九行目本文中左側 1文字目から 4文字目に記載された本件情報⑤
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P73「調査票確認業務経験者を複数配置」の本文中二行目左側 7文字目から 9文字目に記載された本件情報⑤
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P73「調査票確認業務経験者を複数配置」の本文14行目下側表及び表下に記載された情報全て（以下「本件情報⑯」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P74表題中左側 1文字目から 5文字目に記載された本件情報⑤
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P74表右側上、及び表に記載された情報全て（以下「本件情報⑰」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P75表題中左側 1文字目から 4文字目、「他班体制図」に係る表中の班名の各列、及び本文中一行目左側 1文字目から 3文字目に記載された本件情報⑤
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P75「他班体制図」に係る各表右側下に記載された本件情報全て（以下「本件情報⑱」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P75「他班体制図」上側表に記載された情報全て（以下「本件情報⑲」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P79⑤表題中左側 2文字目から14文字目、五行目左側12文字目から六行目左側 9文字目に記載された情報（以下「本件情報⑳」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P79「⑦定期的な昇給の実施」中五

保・育成計画】	行目左側12文字目から14文字目に記載された情報（以下「本件情報②」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P81「要員の確保に関する具体的な方法」中①表題に記載された本件情報⑦
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P81「要員の確保に関する具体的な方法」中①本文一行目左側13文字目から四行目左側 5文字目及び七行目左側 1文字目から十行目左側 4文字目（以下「本件情報②」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P81「要員の確保に関する具体的な方法」中③表題左側 2文字目から 5文字目、本文一行目左側 1文字目から二行目左側21文字目、三行目左側10文字目から四行目左側 7文字目及び右枠内の図全て（以下「本件情報③」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P82「要員の確保に関する具体的な方法」中④表題左側 2文字目から16文字目、本文一行目 1文字目から24文字目及び二行目22文字目から三行目23文字目（以下「本件情報④」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P82「要員の確保に関する具体的な方法」中⑤表題左側 2文字目から20文字目及び本文二行目左側9文字目から29文字目に記載された本件情報①
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P82「要員の確保に関する具体的な方法」「⑥地域性を意識した業務従事者の確保」中四行目左側6文字目から21文字目及び五行目左側14文字目から六行目左側 6文字目（以下「本件情報⑤」という。）

	いう。)
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P82「要員の確保に関する具体的な方法」「⑧障がい者雇用の取組み」中二行目左側 8文字目から9文字目（以下「本件情報②⑥」という。）
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P87「オンライン環境の利用による継続的な教育（コロナ禍の教育手法としても活用）」「e-ラーニング」中表題左側 12文字目から17文字目、三行目左側25文字目から30文字目、四行目左側12文字目から17文字目、右枠内の図及び図下に記載された本件情報⑧
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P89「【新規採用者用教育計画例一部（各班）】」に記載された本件情報⑤
様式第 4-3 【職員配置及び人材の確保・育成計画】	P90「当センターならではの要介護認定業務に特化した専門教育への考え方」「【当センターの教育内容】」表に記載された本件情報⑤
様式第 4-4 【職員の配置計画書】	P95表中「職種」に係る本件情報⑤
様式第 4-4 【職員の配置計画書】	P95表中「職種」に係る勤務形態及び人数が記載された情報（以下「本件情報②⑦」という。）
様式第 4-5 【職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表】	P96、P98「職員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及びP97、P99「予定体制図」中に記載された本件情報⑤
様式第 5-3 【経費提案の基本方針】	P104「より良い人材確保のための給与設定」中本文二行目左側35文字目から三行目左側14文字目に記載された本件情報①